

第1編 総則

第1編 総 則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、町は、町民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。町民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、町民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の態勢を整備しておくことが必要である。

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第35条の規定に基づき、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、町民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定める。

なお、町民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、町はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行う。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦以降、東西冷戦の終結や各国の外交努力等により、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題等による対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、平成13年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散等の脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策等により、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の態勢を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」と

いう。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月には国民保護法等の有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

① 国民保護措置実施体制の確立及び連携

町は、国民保護対策本部等の設置等による国民保護措置実施体制の整備と県や国、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

② 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

③ 情報の伝達と共有化の確保

町民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための、体制や実施方法の確立を図る。

④ 要配慮者の保護

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。

⑤ 町民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの町民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

⑥ 基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ、適正な手続の下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

⑦ 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他国民の権利利益の救済に係る手続について、町民からの問合せに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

また町は、これらの手続に関連する文書を適切に保存する。

⑧ 国際人道法の的確な実施の確保

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

⑨ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

⑩ 外国人への国民保護措置の適用

町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 町の概況

第1節 地理的特性

(1) 隣接市町との関係及び地形

本町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、県庁所在地であるさいたま市から約30km、東京から約50kmの地点にあり、東西8.1km、南北5.5km、総面積は25.71km²である。比企郡の南部に位置し、町の東に東松山市、南に坂戸市、毛呂山町、西に越生町、ときがわ町、北に嵐山町の2市4町がある。比企郡内の町と東松山市、秩父郡東秩父村の1市7町1村によって構成される「比企広域市町村圏」に属している。昭和30年に今宿村と亀井村が合併して鳩山村となり、昭和57年4月1日町制を施行し、鳩山町が誕生、現在に至っている。

<参考データ>

- ・位置 北緯35度59分 東経139度20分（埼玉県の中央部比企地方の南端）
- ・面積 25.71km²（東西8.1km 南北5.5km）
- ・標高 最高140.9m 最低 23.5m
- ・地形 関東平野と外秩父山地の間にある台地型の丘陵地と、丘陵地にはさまれた低地からなる。

(2) 気 候

本町は、温帯性の気候条件下にあり、夏季は高温多湿、冬季は乾燥寒冷で、年間の寒暖の差が比較的大きい地域である。

過去10年間における気象条件の推移をみると、年間平均気温は14.9℃、年間降水量は1,380.6mmとなっている。

<年間平均気温と降水量の推移>

項目 \ 年	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
平均気温(℃)	14.1	14.6	14.3	15.1	15.1	14.4	15.5	15.2	15.3	15.1
最高気温(℃)	37.6	39.8	38.6	38.3	37.9	37.2	39.8	38.2	40.2	37.8
最低気温(℃)	-9.8	-8.9	-9.3	-7.0	-8.2	-8.2	-10.0	-8.3	-7.4	-9.9
降水量(mm)	1269.0	1206.0	1651.5	1366.5	1366.0	1404.5	1092.0	1720.5	1412.0	1318.0

※データは気象庁ホームページより

※「H」は「平成」、「R」は「令和」の略

第2節 社会的特性

(1) 人口動向

人口の推移は、昭和49年の鳩山ニュータウンへの入居開始以降に急速に増加してきたが、平成7年をピークに減少傾向にある。地区別にみると、総人口の51.5%にあたる6,840人がニュータウン地区に居住し、今宿地区が4,610人で34.7%、亀井地区が1,839人で13.8%となっている。町全体の高齢化率は45.1%で、地区別にみると、亀井地区が38.1%、今宿地区が33.9%、ニュータウン地区が54.6%と特にニュータウン地区で高齢化が進行している。

なお、外国人登録者数は、過去5年間では増加傾向である。

<総人口と世帯数の推移>

項目 \ 年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口（人）	14,000	13,822	13,657	13,446	13,289
世帯数（世帯）	5,970	5,985	6,038	6,020	6,030

※総人口とは、住民基本台帳人口と外国人登録者数を合わせた人口のこと。

※基準日は各年とも1月1日。

<地区別の高齢化率>

項目 \ 年	総人口（人）	65歳以上人口（人）	高齢化率（%）
亀井地区	1,839	700	38.1
今宿地区	4,610	1,564	33.9
ニュータウン地区	6,840	3,732	54.6
合計	13,289	5,996	45.1

※総人口とは、住民基本台帳人口と外国人登録者数を合わせた人口のこと。

※基準日は令和4年1月1日。

<外国人登録者数の推移>

項目 \ 年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	
人口（人）	109	113	124	140	138	
世帯数（世帯）	外国人のみ	45	47	60	68	65
	混合世帯	46	46	47	47	47

※基準日は各年とも1月1日。

(2) 人口流動

昼夜間人口比率は、平成27年国勢調査によると、95.6%で流出超過となっている。流出人口は、5,002人で、そのうち東京都への通勤・通学者は、952人(19.03%)と最も多く、次いで、坂戸市、東松山市、川越市となっている。

<人口流動(流出)>		<人口流動(流入)>	
流出先	人	流入元	人
東京都	952	東松山市	658
坂戸市	718	坂戸市	588
東松山市	633	東京都	348
川越市	508	毛呂山町	273
その他	2,191	その他	2,499
合計	5,002	合計	4,366

(3) 道路の状況

町内の主要道路は、主要地方道東松山越生線、一般県道ときがわ坂戸線、岩殿岩井線、石坂高坂停車場線の県道4路線のほか、町中央部とニュータウンを結ぶ町道第66号線(農村公園通り)をはじめとする幹線町道によって構成されている。

平成27年度道路交通センサスによる幹線道路の路線別交通量をみると、川越市や坂戸市、東松山市など近隣の主要都市に通じる路線での交通量が多くなっている。具体的には、県道東松山越生線で昼間12時間交通量が約4,200台のほか、県道ときがわ坂戸線で約9,400台、県道岩殿岩井線で約6,100台となっている。

(4) 交通網

町内には、鉄道がなく、路線バス及びデマンドタクシー(はとタク)が主要な公共交通手段となっており、路線バスについては、東武東上線坂戸駅と大橋地区を結ぶ大橋線、同高坂駅と鳩山ニュータウンを結ぶ鳩山ニュータウン線、高坂駅と東京電機大学を結ぶ東京電機大学線、上熊井農産物直売所を經由して高坂駅と越生駅を結ぶ北部線の計4路線がある。

(5) 危険物施設

町内には、消防統計によると、危険物施設は30施設あり、その内訳は以下のとおりである。

<危険物施設数>

令和3年3月31日現在

製造所等の区分	製造所	貯蔵所							取扱所						合計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給取所	油扱	販売取所		一般取所			
											第一種	第二種	詰替え	その他		
町																
鳩山町		4	3	1	7		3		4	5			1	2		30

※危険物施設とは、消防法で定める危険物を一定量以上貯蔵又は取り扱う施設のことをいう。

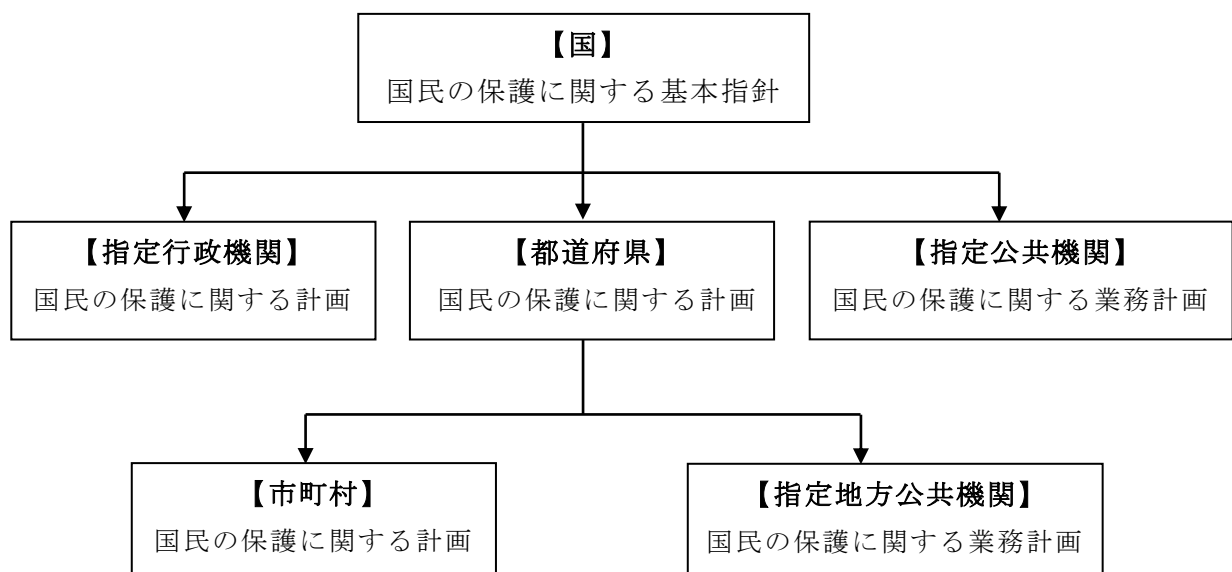
第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、県は「国民保護に関する埼玉県計画」を策定した。この県計画に基づき、町は「鳩山町国民保護計画」を策定する。

<国民保護計画の位置づけ>



※埼玉県は平成18年1月に「国民保護に関する埼玉県計画」を策定した。

※市町村の国民保護計画は、国民保護法第35条の規定に基づき、都道府県の国民保護に関する計画に基づき作成しなければならない。

第1節 町の責務

町は、県や国、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、町の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

(1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本指針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 町の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 町長は、国民保護に関する埼玉県計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 町が実施する主な措置

- ① 警報、避難の指示の町民への伝達
- ② 避難住民の誘導
- ③ 避難住民等の救援
- ④ 安否情報の収集及び提供
- ⑤ 退避の指示
- ⑥ 警戒区域の設定
- ⑦ 消防
- ⑧ 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

<参考>

1 国の責務

(1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置

- ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本指針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市町村長等への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者
避難住民、緊急物資の運送
- ③ 医療事業者

医療の実施

- ④ ライフライン事業者
電気、ガス、飲料水等の安定供給
- ⑤ 電気通信事業者
通信の確保

第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、町はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備する。

また、町は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部所、連絡方法、手続について把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図る。

第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、町域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村をはじめとする他市町村と相互に、町域を越える町民の避難・救援に関する協定及び救援物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておくこととする。

また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保する。

第4節 公共的団体との協力体制

町が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。町は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図る。

第5節 町民の協力

武力攻撃等が発生した場合、町は、警報や避難の指示の伝達、町民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、町民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、町は、町民相互の協力組織やボランティア等の育成が必要になる。

一方、町民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精

神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、町民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、2次災害を避ける意味からも、町が、町民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮する。

第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所、町民や他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等においてより迅速な対応が必要である。また、同時に、従業員等による町民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、町は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。

また、要配慮者の避難や救援について介護保険事業者等の協力が必要になると考えられ、町は事業者等との協力体制の整備に努める。

第7節 武力攻撃等の態様と留意点

1 武力攻撃事態の特徴と留意点

(1) 着上陸侵攻の場合

① 特徴

ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において町民の避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 特徴

ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が町民に及ぶおそれがある地域においては、町（消防機関を含む。）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、町長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定等の措置を行う必要がある。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、県及び町は弾道ミサイル発射時に町民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が

基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

(4) 航空攻撃の場合

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊等

イ 留意点

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により町民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 留意点

(ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によっ

て被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。